病児保育室「ひだまり」

◎病（後）児保育施設とは

病児保育室「ひだまり」は主に病気回復中のお子様をお預かりする病（後）児保育室です。児童が病気回復期等に自宅での保育が困難となった場合、当保育室において保育士・看護師が協力してお子様を保育・看護します。各医療機関を受診後、利用の必要があれば主治医等に診療情報提供書（医師連絡票）の記入をしてもらい、利用予約の後、病児保育室に提出、申込みの手続きを経てご利用となります。（下記、「ご利用の流れ」を参照してください。）

【病児保育室の連絡先】

・病児保育室「ひだまり」
　香川県綾歌郡綾川町萱原７９１番地１
（綾川町立滝宮こども園内）
　TEL：０８７－８７６－３３６６
※上記の連絡先が繋がりにくい場合
　TEL：０８７－８７６－１７７６（滝宮こども園 代表）

【対象児童】

以下の全てに該当する方が利用できます。

・生後６か月から小学生までのお子様
・病気中または病気の回復期で、安静の確保等の理由から集団保育が困難であるお子様。
・保護者の勤務、病気、事故等の事由により家庭で保育が受けられないお子様。

【利用時間】

・月～金曜日　８：３０～１８：００
　土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです。

【利用料金】

・綾川町内在住の方
　１日：2,000 円（５時間以内：1,000 円）
・綾川町外在住の方
　１日：3,000 円（５時間以内：1,500 円）
※食事代、おやつ代は別途必要です。
※第２子（３歳まで）、第３子以降（６歳まで）は利用料が免除になる場合があります。
（別途、綾川町役場での手続きが必要です。）

【利用方法】

1. お子様の発病による〝かかりつけ医〟の受診

かかりつけ医を受診後、「診療情報提供書（医師連絡票）」を医師に記入してもらいます。
※診療情報提供書（医師連絡票）は町役場、こども園、病児保育室で配布しています。
※ホームページからも提供書データのダウンロードが可能です。A4 印刷をお願いします。
※医師からの情報提供により、病児保育の利用が不可である場合は利用できません。

※月１回を限度として医師による診療情報提供書の発行料は保険適用となります。

2. 原則として前日（前日が休日の場合はその前の平日）までに病児保育室に連絡し、お子様の状況をご説明いただいた上、予約をしていただきます。

3. 当日は直接、保育室にお越しの上、「病児保育事業利用申請書」「診療情報提供書（医師連絡票）」をご提出の上、ご利用ください。
　※利用申請書はこども園、病児保育室で配布しています。
　※ホームページからも申請書データのダウンロードが可能です。A4 印刷をお願いします。

4. 勤務の終了等で保育の必要がなくなった場合や閉所時間にはお迎えをお願いします。その際、施設にて利用料金をお支払いいただきます。

※当日のお子様のご容態や病児保育室の空き状況によってはお預かりできない場合がありますのでご了承ください。
※利用予約された方は、当日８：２０～８：３０までの間で利用の有無の確認電話をお願いします。

【持参するもの】
・保険証、乳幼児医療証
・主治医により処方され、投薬の指示がある薬や座薬
・薬の説明書き
・母子手帳
・利用料受給資格証明証（第２子、第３子以降で利用料免除の手続きをされている方）
・着脱容易な着替え（上下服と下着、予備１～２組）
・着替え入れ用のビニール袋
・タオル
・水筒
・おはし、スプーン、フォーク等
＜以下は年齢に応じて必要な場合＞
・哺乳ビン
・粉ミルク
・食事用エプロン
・紙おむつ（下痢の場合は多めに）
・おしり拭き、汚物入れ用のビニール袋、おしりマット
・お気に入りのおもちゃ等
※お昼寝用のふとんは保育室に用意してあります。
※持ち物には記名をお願いします。
・食べ物（体調に合わせて　必要な場合　パン、おやつ等）
・飲み物（体調に合わせて　必要な場合　清涼飲料水、ゼリー飲料等）
・その他、保育、看護に必要なもの